

住民自治リフレッシュプロジェクト 進捗状況2024

資料
R7.2.20 住民自治連絡会議全体会

見直し項目		現状	見直しの方向性	離陸期				加速期		着陸期		ゴールイメージ
				令和5年度 2023	令和6年度 2024		令和7年度 2025		令和8年度 2026			
住民と行政との役割分担	公民館・交流センター・老人福祉センターの指定管理者制度	・専門性の高い社会教育業務が負担	・全市一律の制度適用はしない。 ・地区の希望を尊重 ・運営体制の整わない地区は、直営化を基本に協議	方針見直し	方針決定・新方針による公民館等の管理運営(市直営等)						●住民と行政との適切な役割分担 ・専門性の高い業務は行政等が担い、住民が得意とする分野を活かすことで、協働のバランスがとれた状態	
	地域福祉ワーカー・生活支援コーディネーター業務	・専門性の高い福祉業務が負担 ・住民にしかできない、住民の方が上手できる地域福祉と乖離	・高い専門性を要する生活支援コーディネーター業務は、市が本来の業務に適した委託先等へ任せせることも検討 ・地域福祉ワーカー業務は、市が責任をもって地域福祉を推進する体制へ移行を検討		WGでの検討・方針決定 (業務・雇用のあり方)		新方針による業務・雇用の移行準備		新方針による業務・雇用の開始			
	地区活動支援担当の業務	・地区活動支援担当の支援のあり方にばらつき	・地区活動支援担当の業務を見える化(マニュアル等の作成)		庁内での検討・方針決定		新方針による業務開始					
依頼事務	委員等推薦に関する事務	・専門性が高い委員等ほど選任が困難	・民生児童委員の推薦は、現行通りとし、現行制度の改正に向け国への要望を継続 ・人権教育推進員の依頼を廃止し、市が研修講師の派遣等を実施 ・スポーツ推進委員の推薦依頼は廃止し、推進委員協議会理事へ推薦依頼	推進体制の決定・WG準備	WGでの検討・方針決定・随時適用(事務のあり方)						●住民自治活動の量と質の適正化 ・委員の推薦は、市の公募など選任手段の工夫や必要最低限の選任数とするなど、地域住民に無理のない状態 ・募金は、集約方法が効率化されるとともに、地域が主体的に福祉活動を行える包括的な補助制度がある状態 ・住民が真に必要なとする活動がスリム化・効率化され、適正な一括交付金がある状態	
	募金に関する事務	・硬貨での金融機関納入等に負担 ・募金の一部が地域福祉の財源として還流	・日赤活動資金と共同募金の取りまとめは、必須事務から除外し、募金の実施方法等を募金委員会で議論		WGでの検討・方針決定 (募金、地域福祉に関する補助制度のあり方)				新方針による事務の移行準備			
	地域福祉支援のあり方	・地域福祉事業手続きが複雑・煩雑 ・補助制度の要件があり地域の自主性・主体性を尊重しにくい。	・事務負担の大きい福祉助成金の一括交付金を視野に入れ、助成方式の簡素化を進める。		庁内での検討・方針決定 (広報・付録のあり方)				新方針による事務の移行準備			
	配布・回覧・周知に関する事務	・高齢化などにより、仕分け、配布等の作業が負担	・地区の状況(市街地・中山間地域)を踏まえた配達拠点・配達方法の見直し ・広報等のスリム化		庁内での検討・方針決定 (広報・付録のあり方)		新方針による事務の移行準備		新方針による事務の開始			
	依頼事務のあり方(市と住民自治組織の協働)	・必須・選択事務、個別に依頼する事務、その他の依頼事務が多く負担 ・防災や福祉など複雑化する課題	・市の依頼事務は極限まで削減 ・地区の防災・福祉の市の基本的な考え方(住民に何をしてもらうのか)を地区へ示し、協働を推進		庁内での検討(事務の抜本的見直し)		WGでの検討・方針決定 事務のメニュー化		新方針による事務の移行準備			
					市長方針説明(毎年度当初)							
住民自治活動の量と質	地区ドックの実施	・活動の量と質を見直すことは難しい ・他地区の状況が分かりにくい	・全地区が他地区の状況を共有 ・住民自治協議会が自主的に行う組織・活動・財政運営の見直しを後押し ・地区の財政状況に応じた財政支援のあり方を検討 ・地区活動支援担当の事務局支援	調査内容検討	地区ドックの実施改善案の反映				地区ドックの実施改善案の反映			
担い手の確保	地域の安心・安全な生活に関する担い手不足を補完する市の支援体制	・中山間地域等において、地域の安心・安全な生活に関する担い手が不足 ・地域福祉・防災等の活動においても担い手の確保困難	・経験豊富な定年延長消防職員を「地域支援職員」として、中山間地域の土木職員不在の支所へ配置し、モデル事業を検証(R6:芋井・小田切へ1名ずつ) ・検証を踏まえ、業務や地区の拡充検討	庁内での検討・モデル事業実施(人的支援を含む市の支援体制等)		モデル事業の検証及び支援体制の検討		モデル事業の検証結果を活かした支援体制の決定		●担い手の確保 ・中山間地域等では、住民が安心・安全に暮らし続けられるための地域活動を担う人材が確保された状態 ・住民自治組織の活動が転入者を含め市民に広く周知され、女性、若者等多様な人材が参画しやすい状態		
	住民自治協議会に関する市民への周知	・住民自治協議会・区や自治会の活動の認知度が低い ・転入者への周知が困難	・住民目線による漫画キャラクターを起用したPR事業を住民自治協議会と協働で企画・展開 ・マンション等の入居者・転入者向けチラシ活用による自治会加入促進	WGでの検討・方針決定		住民自治活動PR事業の実施						
				マンション等の入居者・転入者に対する区や自治会の加入促進								
労務管理	労務管理	・専門性の高い労務管理が負担	・市が社労士へ依頼し、労務管理相談窓口を開設し、負担軽減を図る。 ・労務管理の共同事務化を検討	労務管理相談窓口の開設						●住民自治協議会が労務管理について気軽に相談できる場がある状態		
中山間地域のあり方	行政サービス・地域活動の支援のあり方	・中山間地域において、学校の閉校をはじめ暮らしに必要なサービスの維持が困難 ・存続そのものが危ぶまれる集落の増加	・総務省の集落支援員制度を導入し、中山間地域の支所へ職員を配置し、モデル事業を実施・検証(地域支援職員未配置の支所)	研究会での検討(人的支援を含む市の支援体制等)		モデル事業の実施と検証・支援体制の検討(集落支援員)		モデル事業の検証結果を活かした支援体制の決定		●中山間地域で、住民が安心・安全に暮らし続けられる状態		